

第 2 期那須塩原市子ども子育て未来プラン骨子（案）

第 1 章 計画策定にあたって

項	概要	主な内容
1 計画策定の背景・趣旨	計画策定の背景及び趣旨について記載します。	計画と構成する法律の経緯などを記載し、市の子育ての現状について記載。また市の子育て施策の最上位計画であり、今後の市の子育て支援の在り方について計画を定めることを記載
2 計画の位置付け	「第 2 次那須塩原市総合計画」の部門別計画であり、第 3 期那須塩原市地域福祉計画の個別計画として「健康いきいき 21 プラン」、「障害者計画・障害者福祉計画」、「高齢者福祉計画」、その他の個別計画との整合性を図るとともに、各課の計画における子育て支援施策について集約し、一元化を図ります。	本市における計画の位置づけを記載
3 計画の期間	令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 か年計画とします。また必要に応じ計画年度中でも見直しを行います。	子ども・子育て支援事業計画は平成 27（2015）年度に施行され 5 年を 1 期とすると子ども子育て支援法で規定。指針では必要に応じて中間年で見直しを行うよう規定されている。 次世代育成支援推進法による市町村行動計画は策定指針で 5 年を 1 期とし、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までを前期計画、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度を後期計画とするのが望ましいと規定されている。 子どもの権利条例では特に規定はない。

4 計画の推進体制	本計画の推進体制について、家庭、地域、学校、企業、行政がそれぞれ自らの役割を認識し相互協力のもと、地域の子育て家庭の実情に応じた施策を計画的・総合的に推進します。	計画の推進体制について記載
5 計画の点検・評価などの進捗管理	那須塩原市子ども子育て会議で点検評価を行い、結果について市民へ広く周知し計画の推進や見直しに反映させていきます。	計画の点検や評価方法について記載。
6 第1期計画の進捗状況		
(1) 施策の評価の方法	平成28（2016）年度から平成31（2019）年度の5年間で、各事業担当のA～Eの5段階の自己評価により評価を実施いたしました。 結果については毎年子ども子育て会議に諮り、その後の施策の実施に反映してきました。	
(2) 評価の総括		
ア 子ども子育て未来プランの総括	第1期の子ども子育て未来プランの7つの基本方針の事業についてA～Eの評価結果を記載し、5年間の事業の進捗について評価を行います	基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり 基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本方針3 母子保健事業の充実 基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援 基本方針5 教育環境の整備 基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備 基本方針7 子どもの貧困対策の推進

	イ 子どもの権利行動計画の 総括	子どもの権利の7つの基本施策の事業について A～E の評価結果を記載し、5年間の事業の進捗について評価を行います	基本施策1 子どもの権利に関する啓発活動 基本施策2 子どもの居場所づくり 基本施策3 子ども貧困対策 基本施策4 子どもの虐待防止と救済 基本施策5 いじめ・体罰の防止と救済 基本施策6 子どもの面会交流 基本施策7 子どもの権利侵害からの救済
(3)	基本方針別の評価	上記の2つの計画に関する 14 の基本方針及び基本施策について個別に A～E で評価。5年間の事業の進捗について評価を行います。	

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

項	概要	主な内容
1 統計からみた本市の現状		
(1) 人口の推移	本市の人口について、過去5年間程度の傾向について記載します。	①総人口②1世帯あたりの人員③年齢3区分別人口構成④0～14歳のそれぞれの増減を掲載。データは国勢調査又は県住民基本台帳から引用予定。
(2) 出生の動向	本市の出生の動向について、過去5年間程度の傾向について記載します。	①本市出生数②合計特殊出生率（市、県、国）について記載。データは県保健統計年報より引用予定。
(3) 婚姻の動向	本市の婚姻の状況について、過去10年程度の傾向について記載します。	未婚率及び離婚率について記載。データは国勢調査から引用予定。
(4) 女性の就業状況	本市の女性の就業率について記載します。	本市の女性の就業率について記載。データは国勢調査から引用予定。
(5) 人口推計	令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の人口推計について記載します。	未就学児及び小学生の人口推計について記載。コーホート変化率法による人口推計を予定。

2 子育て支援サービスなどの現状		
(1) 幼稚園・保育園・認定こども園などの現状	幼稚園・保育園・認定こども園などの未就学児の施設について過去5年間の実績について記載します。	過去5年間の以下のデータについて記載予定。 ①保育園・認定こども園・地域型保育施設の施設数・定員・1・2・3号の入園児数・充足率 ②入園待ち児童数 ③待機児童数 ④認可外保育施設等の箇所数
(2) 子育て支援サービスの状況	市内で実施している子育て支援サービスの過去5年間の実績について記載します。	過去5年間の以下のデータについて記載予定。 ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳幼児全戸訪問 ⑤育児支援家庭訪問事業（ネットワーク強化事業も含む）⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリーサポートセンター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補足給付事業 ⑬多様な主体が本制度へ参入することを促進 また子ども・子育て総合センターの以下の実績についても記載予定。 ①児童虐待関係（要対協受理や進行管理の件数等） ②子育て相談センター関係（サロン参加人数等） ③婦人相談・ひとり親家庭事業関係（相談件数等） ④発達支援システム関係
(3) 小学校・中学校の状況	市内の小中学校の状況について記載します。	過去5年間の以下のデータについて記載予定。 ①市内小学校・中学校・義務教育学校の児童数及び学校数

(4) 障害児通園施設の状況	市内の障害児通園施設の状況について記載します。	過去5年間の以下の施設の利用件数について記載予定。 ①児童デイサービス ②児童発達支援 ③放課後等デイサービス
3 各種調査結果からわかる子育て世帯の生活の現状		
(1)子ども・子育て支援事業ニーズ調査		
ア 子どもの育ちをめぐる環境	児童に対する日常的関わりがある人及び施設の結果について記載します。 また、子育てなどの相談相手の有無とその相手が誰かも記載いたします。	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の単純集計結果に基づき記載します。 ①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境（結果引用：問7、8） ②子育てや教育をする上での相談相手の有無（結果引用：問12、13）
イ 保護者などの就労の状況	保護者の現在の就労形態について記載します。また将来的な就労形態についても記載します。	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の単純集計結果に基づき記載します。 結果引用：問15から家庭類型（現在の就労状況）・潜在類型（今後の就労希望）別に集計
ウ 教育・保育の利用状況と利用意向	幼稚園・保育園・認定こども園などに定期的に利用しているか、利用しているとしてどのような施設かを記載します。また利用意向についても記載いたします。	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の単純集計結果に基づき記載します。（結果引用：問19、20） また、無償化された際の利用意向についても必要な部分を記載いたします。（結果引用：問28）
エ 小学校就学後の放課後の過ごし方	小学校就学後の1～3年生及び4～6年生までの放課後の過ごし方を記載します。また未就学児の保護者の小学校就学後の意向についても記載いたします。	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の単純集計結果に基づき記載します。（結果引用：問47、48）
オ 育児就業を取得していない理由	育児休業を取得していない理由について記載します。	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の単純集計結果に基づき記載します。（結果引用：問51）

(2)生活実態調査からわかる子育て世帯の生活の現状		
ア 経済的状況	各家庭でいままで支出できなかった費用や購入できなかった物品、現在負担に感じている費用等、経済状況について、調査からわかる現状を記載いたします。	生活実態調査の結果より記載。 ※生活実態調査の対象 0歳児の保護者 1,000人 小学5年生の保護者及び児童 各1,000人 中学2年生の保護者及び生徒 各1,000人 ＝全数調査となる予定
イ 教育状況	児童及び生徒の学習状況や意欲、各家庭での教育状況や希望について、調査からわかる現状を記載いたします。	
ウ 各種援助制度の認知度及び活用状況	各課での行っている子育て世帯への各種援助制度の認知度及び活用状況について、調査からわかる現状を記載いたします。	

第3章 計画の基本的な考え方

項	概要	主な内容
1 計画の基本理念	本市の計画の基本理念を記載します。	基本理念とその根拠となる本市としての展望など。
2 基本的な目標	今後五年間の子育て施策の基本的な目標を記載します。	※現計画目標（視点） I すべての子どもの人権を尊重する II すべての子どもと子育て家庭への支援 III 子育てにやさしい社会づくり IV 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
3 計画の基本方針	計画の基本方針を記載します。	基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり 基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本方針3 母子保健事業の充実 基本方針4 仕事を家庭生活の両立の支援 基本方針5 教育環境の整備 基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備 基本方針7 子どもの貧困対策の推進 基本方針8 子どもの権利の保障
4 計画の体系	1～3に加え施策の方向、具体的事業を示す体系図を掲載します。	

第4章 施策の展開

今回策定する計画の内容については前計画の体系や施策を基本とし、事業内容の充実・拡充、実施手法の工夫を行うこととします。

項	概要	主な内容
基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり		
1 教育・保育サービスの充実	本市の現状、前計画の達成度や問題点、改善点を把握。具体的事業については、各事業の今後の方向性も提示します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 通常保育事業 ② 延長保育事業 ③ 休日保育事業 ④ 夜間保育事業 ⑤ 乳児保育事業 ⑥ 障害児保育事業 ⑦ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型も含む） ⑧ 保育園の待機児童の解消
2 地域における子育て支援サービスの充実	以下、同文	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ ファミリー・サポート・センター事業 ④ 放課後児童健全育成事業 ⑤ 放課後子ども教室推進事業 ⑥ 子育て短期支援事業 ⑦ 一時預かり事業 ⑧ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑨ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑩ 幼稚園の特別保育事業 ⑪ 幼稚園地域解放事業 ⑫ 子育て応援券事業

	3 子育て支援のネットワークづくり		<ul style="list-style-type: none"> ① 子育てマップの配布 ② 子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発
	4 子どもの健全育成		那須塩原市青少年育成市民会議活動
	5 地域における人材育成		<ul style="list-style-type: none"> ① 保育士就職支援講座 ② 保育の質の向上のための研修事業 ③ 教育・保育施設等及び地域子育て支援事業の従事者研修事業
基本方針 2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援			
	1 児童虐待防止対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ① 要保護児童対策地域協議会 ② 育児支援家庭訪問事業 ③ 児童虐待に関する相談体制の充実 ④ 子どもの虐待防止と救済
	2 ひとり親家庭等		<ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭に対するそ相談体制の充実 ② ひとり親家庭に対する生活支援 ③ ひとり親家庭に対する経済的支援
	3 支援児施策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ① 放課後児童クラブにおける支援児の受け入れ ② 子育て支援の総合的な対応力の強化 ③ 地域のリハビリテーション体制の充実 ④ 在宅福祉サービスの充実 ⑤ 障害児保育事業（再掲） ⑥ 発達支援システム

基本方針 3 母子保健事業の充実		
1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策		① 乳幼児訪問指導の充実 ② 妊産婦の健康支援 ③ 乳幼児健康診査の充実 ④ 乳幼児・母子の健康相談支援 ⑤ 歯科保健の充実 ⑥ 乳幼児の事故防止
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実		思春期保健事業
3 食育の推進		食育の推進事業
4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり		母子保健推進員・食生活改善推進員の育成
5 小児医療等の充実		① 小児救急医療 ② 周産期医療 ③ 子ども医療費助成制度 ④ 妊産婦医療費助成事業 ⑤ 予防接種事業
6 不妊治療対策		不妊治療費助成事業
基本方針 4 仕事と家庭生活の両立の支援		
1 働き方の見直しに関する意識啓発		① 企業への意識啓発 ② 労働者への意識啓発

	2 仕事と子育ての両立支援の推進		<ul style="list-style-type: none"> ① 企業における両立支援 ② 子育て支援を推進している企業への優遇制度の検討 ③ 地域における両立支援 ④ 家庭における両立支援 ⑤ 父親の育児参加促進
基本方針5 教育環境の整備			
	1 次代の親の育成		<ul style="list-style-type: none"> ① 子育てサポーターの養成・配置 ② 中高生の乳幼児ふれあい体験
	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備		<ul style="list-style-type: none"> ① 確かな学力の向上 ② 豊かな心の育成 ③ 健やかな体の育成 ④ 信頼される学校づくり ⑤ 小学校と連携した幼児教育の充実 ⑥ 幼児教育の充実
	3 家庭や地域の教育力の向上		<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭教育の支援 ② 家庭教育オピニオンリーダーの育成
	4 子どもを取り巻く有害		環境浄化活動
基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備			
	1 安心して外出できる環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> ① 歩道の整備 ② 人にやさしいまちづくり ③ 子育てにやさしい公共施設の整備推進 ④ 交通安全教育の推進

		⑤ 子どもの遊び場
2	子どもたちの安全の確保	① 子どもたちの安全の確保 ② 「子どもを守る家」・「あんしん家」の設置推進 ③ 防犯ネットワークの構築 ④ 防犯灯の整備の援助
基本方針7 子どもの貧困対策の推進		
1	教育の支援	① 学校教育における学力の保証 ② 福祉部門と教育委員会の連携強化 ③ 地域における学習支援 ④ 就学援助 ⑤ 就学金貸与事業
2	生活の支援	① ひとり親家庭の自立支援 ② 貧困家庭に対する保育の確保 ③ 那須塩原市母子寡婦福祉連合会（ひとり親等の交流促進事業） ④ 住宅支援 ⑤ 子どもの居場所づくり
3	保護者に対する就労の支援	① ひとり親家庭の就労支援 ② 親の学び直しの支援
4	経済的支援	① 児童扶養手当の制度改正 ② 福祉資金の貸付制度の活用 ③ 養育費の確保に関する支援

基本方針8 子どもの権利の保障		
1	子どもの権利に関する啓発活動	子ども権利に関する啓発活動
2	いじめ体罰防止と救済	いじめ・体罰防止と救済
3	子供の面会交流	子どもの面会交流
4	子供の権利侵害からの救済	子どもの権利侵害からの救済

第5章 子ども・子育て支援事業

施策の方向とその具体的施策の内容を記載し、各事業の取り組み内容・概要・実施状況を記載するとともに、計画実施期間の目標値を設定します。また、具体的施策には、第4章で明確にされた課題から、長期的に取り組む課題も併せて記載することとします。

項	概要	主な内容
1 教育・保育提供区域の設定	本市の教育・保育提供区域を記載します。	
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	<p>①各教育・保育事業について、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定。</p> <p>②区域内の利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。</p>	<p>(1) 幼稚園・認定こども園の1号認定（教育のみ）</p> <p>①量の見込みの算出根拠、ニーズ調査による利用意向 ②確保方策</p> <p>(2) 認定こども園・保育園・地域型保育事業の2号認定（保育の必要性あり、3～5歳）</p> <p>①量の見込みの算出根拠、ニーズ調査による利用意向 ②確保方策</p> <p>(3) 保育園・地域型保育事業の3号認定（保育の必要性あり、0～2歳）</p> <p>①量の見込みの算出根拠、ニーズ調査による利用意向 ②確保方策</p>
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	<p>①各地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定。</p> <p>②区域内の利用定員（確保の状況）や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。</p>	<p>(1) 利用者支援事業</p> <p>(2) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>(3) 妊婦健康診査</p> <p>(4) 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>(5) ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）</p> <p>(6) 子育て短期支援事業</p> <p>(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・</p>

		センター事業) (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児保育事業 (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
4 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保		(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方 (2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画の役割と必要性 (3) 関係機関との連携方策

5 児童虐待防止対策の充実		<p>(1) 相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">①社会福祉士や児童福祉司、児童心理司や臨床心理士、警察OB等の専門職員の配置による体制強化②要保護児童対策地域協議会への幅広い関係機関の参加③研修や講習会参加での資質向上④都道府県、児童相談所との連携の強化 <p>(2) 発生予防、早期発見、早期対応等</p> <ul style="list-style-type: none">①子ども家庭総合支援拠点の設置を通じた母子保健部局との緊密な連携②妊産婦検診や養育支援訪問事業などの活用による早期発見③発達支援システムとの連携による早期対応等 <p>(3) 社会的養護施策との連携</p> <ul style="list-style-type: none">①ショートステイ実施施設や児童家庭支援センターの活用②母子生活支援施設の活用
----------------------	--	--